

適正な調剤・服薬支援のための正しい簡易懸濁法情報の入手方法に関する検討

—今、簡易懸濁法の正しい情報は手に入るのか？—

医療法人渡辺会 大洗海岸病院

○ 新井 克明

1 はじめに

粉碎調剤した錠剤の投与は適応外使用である。簡易懸濁法による錠剤の投与も適応外使用である。適応外という理由で、長い間、簡易懸濁法による調剤の可否や簡易懸濁法施行時の成分の安定性などの情報は製薬企業から得ることが難しかった。しかし臨床現場では錠剤・カプセル剤を経管投与しなければならない患者が多く存在する。事故の報告も多い粉碎調剤を避け、多くの病院で暗中模索のなか簡易懸濁法が実施されてきた。今般、薬剤師の簡易懸濁法の支援に対して有用性が認められ、はじめて診療報酬(経管投薬支援料)が付いた。それに先立ち、厚生労働省は簡易懸濁法に関する情報を医薬品インタビューフォーム(IF)に掲載することを認め、それを受けて日本病院薬剤師会と製薬団体は協議を行い、記載要領を改定してIFの「備考欄」にこの情報を掲載できる場所を設けた。このように外部環境が整ったことから、薬剤師として適正な調剤および服薬支援を行う上で、今、正しい簡易懸濁法の情報がスムーズに手に入るようになったのかを検証した。

2 方法

簡易懸濁法の情報入手先として(1)日本服薬支援研究会の簡易懸濁法可否情報共有システム、(2)経管投与ハンドブック第4版、(3)インターネット、(4)製薬企業のホームページ(HP)、(5)製薬企業の医薬品情報センター(DI)、(6)医療用医薬品IFを選び、十分な情報が得られるかどうか、情報の入手時の利点欠点を整理した。

3 結果

- (1) 日本服薬支援研究会の簡易懸濁可否情報共有システムからは 8,201 品目と多くの情報が得られるが、会員のみの開示であった。
- (2) 経管投与ハンドブック第4版から、約 7,200 品目の薬剤情報が得られるが、新規薬価収載医薬品の情報は得られない。
- (3) インターネットからは企業の HP・IF 以外でも、現在では、病院が公開しているデータベースなど多くの情報が入手できるようになってきた。しかし情報の信憑性は担保できない。
- (4) 製薬企業の HP では、Q&A 形式の情報公開、IF の情報を掲載・リンクしている場合等がある。しかし目的の製品が掲載されていない場合も多く、場所や掲載方法も統一されておらず検索に手間を要する。
- (5) 製薬企業の DI への問い合わせは、以前は「適応外使用なので回答できない」という回答だったが、現在は情報を保有していれば回答して頂ける。しかし 1 品目ずつ各メーカーに電話するという手間がかかる。
- (6) 医療用医薬品 IF はアクセスしやすく信頼性が高いが、まだ整備が進んでおらず、記載のない場合や「問い合わせをして下さい」という記載も多く、結局、製薬企業の DI へ問い合わせを行う事になる。

4 考察

厚生労働省の IF に関する Q&A の回答をはじめ日本病院薬剤師会や製薬企業団体の近年の大きな行動は、薬剤師に薬学的管理を用いて事故の無い安全で効果的な薬物療法および患者に寄り添った服薬支援を行ってほしいと願うの事と考える。情報の入手先として IF はベストである。しかし、まだまだ多くの薬剤の簡易懸濁法に関する情報が掲載されておらず製薬企業には今後迅速な整備を期待したい。また迅速な整備が進むように、我々薬剤師も必要な情報は製薬企業に問い合わせを行いその必要性を示し、頂いた情報をもとにして安全で適正な調剤および患者に寄り添った服薬支援を行っていく必要があると考える。